⑸　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第２項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

⑹～⑾　［略］

［削る］

22　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

23　無線局事項書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

24　第２条第３項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

別表第二号第３　船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替える。

⑹　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結している場合は、その契約の内容（第15条第２項の規定により記載を省略するときには、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号）を記載すること。

⑺～⑿　［同左］

26　26の欄は、法第102条の２第１項に規定する伝搬障害防止区域の指定を希望する場合に限り記載することとし、次によること。

⑴　空中線系番号の欄は、指定を希望する電波伝搬路に係る空中線系について、工事設計書の空中線系番号の欄に対応する番号を「１－１（○○向け），３－２（××向け）」のように記載すること。

⑵　電波伝搬路の地上高の欄は、該当する場合には□にレ印を付けること。

⑶　添付図面の欄は、添付図面として回線見通し図を添付することとし、□にレ印を付けること。なお、回線見通し図は、指定を希望する電波伝搬路及び地形の高低が示され、電波伝搬路との高低差が45メートル以上かどうかが容易に判別できるものであること。

⑷　他の通信手段への代替及び設置場所の変更が容易でない理由の欄は、指定を希望する電波伝搬路に係る無線設備が特定無線設備である場合に限り記載すること。なお、他の通信手段への代替が容易でない理由には、当該無線設備の周辺の光ファイバ等の敷設状況及び、当該無線設備を含む無線通信の回線経路の状況を踏まえた理由を記載すること。

⑸　補足事項の欄は、その他参考となる事項がある場合はその事項を記載すること。

27　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

28　無線局事項書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

29　第２条第３項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

別表第二号第３　船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（船舶局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替え、無線局の種別の欄、開設、継続開設又は変更を必要とする理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。